平成27年

第11回大田区教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成27年第11回大田区教育委員会定例会会議録

平成 27 年 11 月 18 日 (水曜日)

1 出席委員(6名)

尾	形		威	委	員	委員長
芳	賀		淳	委	員	委員長職務代理者
横	Ш	敏	男	委	員	
藤	﨑	雄	三	委	員	
鈴	木	清	子	委	員	
津	村	正	純	委	員	教育長

2 出席職員(10名)

教育総務部長	松	本	秀男	
教育総務課長	水	井	靖	
副参事(教育政策担当)	曽	根	暁 子	
副参事(教育施設担当)	酒	井	敏 彦	
学務課長	森	岡	剛	
指導課長(幼児教育センター所長兼務)	菅	野	哲 郎	
副参事	長	塚	琢 磨	
学校職員担当課長	佐	藤	國 治	
教育センター所長	岩	田	美惠子	
大田図書館長	五、	/ 井	巌暢	

3 日程

日程第1 教育委員の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 議案審議

第 68 号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改 正する規則

第69号議案 平成26年度おおた教育振興プラン2014の事業実績と評価につい て

(午後3時30分開会)

○委員長

ただいまから、平成27年第11回大田区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴希望者がおります。委員の皆様に傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○委員長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。御協力よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に藤﨑委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は、「教育委員の報告事項」でございます。本日は、芳賀委員より報告がございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、芳賀委員より報告をお願いいたします。

○芳賀委員

資料) 学校事故の判例の紹介——高校サッカー落雷事件を例に

今日は、判例を紹介しながら、学校事故について少しみんなで勉強したいと思います。 今日の目当ては三つあります。

一つは、学校事故の損害賠償請求訴訟を裁判所でどんなふうに考えるのかを大雑把に知ることです。それには、「結果予見義務」と「結果回避義務」という二つの義務があることを学んでいただく。

二つ目の目当ては、それぞれの「義務」について、学校側はどの程度のことをすればいいのか、どの程度のことをしないと違反と言われるのかということ。

三つ目の目当ては、それを前提として学校、教育委員会、生徒、保護者はどんな心構 え、あるいはどんな備えをしなければいけないのかを身に付けていただくことでございま す。

では判例の説明に行く前に、まず前提の知識を御説明しておきます。

学校側に過失があったということで、例えば生徒が損害賠償請求をする場合なのですけれども、これには二つの義務違反が必要になるのです。

まず一つが、「結果予見義務違反」。予見というのは、予想とほとんど同じ意味だと思ってください。結果を予想する義務を怠ったか。要するに、予想もできない結果についてなど責任を負うはずがないよね、というのが前提になります。だから、予想できた場合だけ責任を負えばいいよねと、そういう考え方です。

もう一つが、「結果回避義務違反」。回避というのは避けるという意味です。結果を予想できても、どうしようもないという場合も一応考えられるわけです。予想できたとして

も、避けようがなかったというケース、あるいは、避ける手段はあるにはあるのだけれ ど、それには途方もない時間と予算とがかかって、現実的ではないという場合もあるかも しれません。そういう場合には、回避義務違反はなかったということになります。

裁判では、「結果予見義務違反」と「結果回避義務違反」の両方が認められなければ損害賠償請求は認められません。通常、裁判官は、予見できたかどうかの義務違反を先に判断して、それが認められないとなったら、回避義務違反があったかなかったかは判断しないで、そこで裁判は終わりとしてしまいます。そこのとこをちょっと覚えておいてください。

では、今日のテーマの、高校のサッカー選手が、試合中に雷が落ちて視力と両手両足の 自由を失う後遺障害を負った事件をやります。まず、事実関係が大事な事件なので、少し 細かいですけど読みます。

- ①平成8年8月13日、これは試合の日なのですけれども、午後1時50分頃からは、運動場の上空に雷雲が現れ、小雨が降り始め、時々遠雷が聞こえました。
- ②第1試合が終了した午後2時55分頃からは、上空に暗い雲が立ち込め暗くなり、激しい雨が降り続きました。午後3時15分頃には、気象台から雷注意報が発令されましたが、大会の関係者はこのことを知りませんでした。
- ③午後4時30分頃には雨がやみ、上空の大部分は明るくなりましたが、運動場の南西方向の上空には黒く固まった雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電するのが目撃されました。雷鳴は大きな音ではなく、遠くの空で発生したものと考えられる程度でした。
- ④この気象状況の中で、第2試合は午後4時30分頃に試合が始まり、午後4時35分頃に試合出場中のX(生徒)に雷が落ちました。このときの様子は、突然フィールドが明るくなって、大きなパチパチという音とギザギザの稲光とともに落雷した、というふうに判決には書いてあります。
- ⑤この事故で、生徒は、視力障害、ほとんど目が見えなくなったようです、両足が全く動かなくなり、両腕が著しく不自由になるなどの非常に重い後遺障害が残りました。
- ⑥落雷による死傷事故は、全国で平成5年に5件(うち3人死亡)、平成6年に11件(うち4人死亡)、平成7年に10件(うち6人死亡)発生しています。死亡率が高いことに注意しておいてください。
- ⑦落雷の危険については、「運動場などに居て、雷鳴が聞こえるとき、入道雲がモクモク発達するとき、頭上に厚い雲が拡がるときには、直ちに屋内に避難します。雷鳴は遠くかすかでも危険信号ですから、ときを移さず、屋内に避難します」との文献があり、これと同じ趣旨の文献は平成8年までにたくさんありました。

さて、これで生徒側は、学校側が避難させなかったところに過失があるのだということで、損害賠償請求をしました。1審は生徒側が負けました。今度、控訴をして、高松高等裁判所で平成16年10月29日に判決がありました。結論から言うと、学校側の損害賠償責任を否定しました。結果予見義務違反はない、要するに予想できなかったのだということです。

その判決理由を読みますと、「自然科学的な見地から言えば、甲野教諭(仮名)は落雷の前ぶれがあるものとして、上記試合を直ちに中止させて、サッカー部員を安全な空間に 避難させるべきであった。しかし、社会通念上、遠雷が聞こえていることなどから直ちに 一切の社会的な活動を中止又は中断すべきことが当然に要請されているとまではいえない。平均的なスポーツ指導者においても、落雷事故発生の危険性の認識は薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は弱くなるとの認識が一般的なものであったと考えられるから、平均的なスポーツ指導者が第2試合の開始直前ころに落雷事故発生の具体的危険性を認識することが可能であったとはいえない。」要するに、予想できなかったから仕方ないのだと、そういう判決だったわけです。

それに対して生徒側は最高裁に上告しました。これに対して最高裁は、平成18年3月13日に判決をしました。結論は、結果予見義務違反はあった、要するに、予想はできたと言っています。それで結果回避できたかどうかを、高松高裁に差し戻して判断しなさいというのが最高裁の判断でした。

最高裁はどんなふうに言ったかというと、「雷鳴が大きな音ではなかったとしても、甲野教諭としては、落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予想することができた。また、予想すべきであった。」と言っています。「このことは、たとえ平均的なスポーツ指導者が、同じような場合で落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性が弱くなるという認識が一般的なものであったとしても左右されない。」、平均的なスポーツ指導者は知らないといっても、それは弁解にならないと。「なぜなら、こういう危ないという認識は、平成8年までに多く存在していたいろいろな文献の内容と相入れないのだから。」。文献の内容のほうが優先するのだ、だから予想しなければいけないのだ、というのが最高裁の判決だったわけなのです。

それで、高松高等裁判所に差し戻しました。こうなると予想できたこと(結果予見義務違反はあった)は、最高裁の判断に従わなければいけないわけですから、今度は、回避できたかどうか、予想できたとしても避けられなかったのではないかというところが争点になりました。高松高裁の平成20年9月17日判決は、結果回避義務違反はあった、回避できたのにしなかった。学校に責任がある。約3億円支払いなさいというものでした。

では、どうすれば回避できたのかということを、資料には書いていないので、ちょっとだけ図を使って説明します。皆さんも、雷が鳴ったときに家の中に入れば安全だろうというのは、大体思っていらっしゃると思います。けれど、問題となったこのグラウンドは、淀川の河川敷で非常に広いのです。サッカー場のグラウンドが何面も取れるようなところで、近くに建物はなかった。では建物がないときにどうしたらいいかというと、ものの本には、高いところに身を寄せなさいみたいなことが書いてあるのです。具体的にどういうことかというと、この図のように、高さ4メートル以上の木のところに、そのてっぺんを45度の角度で見上げるようなところにしゃがんでいなさいということなのです。要するに、木が避雷針のかわりになる。木に落ちてくれれば人間は安全なのだという発想なのです。ところが、木に近過ぎると、木に落ちたものの衝撃が側面から人間に伝わってドンといってしまうことがあるので、木に近過ぎてもだめなのです。木の周囲から少し離れたところで、しかも木の頂上を45度の角度で見上げる範囲内ぐらいのところでしゃがんでいれば避けられると。それは確かに、平成8年の頃にもいろいろな文献に書いてありました。

では、この会場にはそういうものがあったかというと、さっき言ったように河川敷ですから全く建物はないのですが、このグラウンドの周囲にネットを張っていた高さ8メート

ルの柱が50本あったのです。ですから、この差戻控訴審の判決は、その50本の柱から2メートルぐらい離れた空間に、そこにいた生徒たち200人を分散して待機させていれば避けることができたのだと、そういうことを言っています。

それに対して学校側も、一生懸命反論しているのです。そこで、学校側はどういう反論をして、それに対して裁判所はどんな判断をしたのかということを、今日は知っていただきたいのです。

まず①。甲野先生はこんなふうに木に寄ればセーフだよということを知らなかった。むしろ木に近付くと逆に危ないのではないかとすら思っていた、というふうなことを学校側は言っていました。だけれども、この判決は、「生徒の安全を守るべき立場のものとしては、広く一般に知られている雷を避ける保護範囲については当然に知識を有しているべきであり、これを有していなかったこと自体が問題なのだ。」ということを言っています。そして、もし知識がなかったから責任を負わないということになれば、一般的な科学的知識を獲得する努力をしなければ、責任を負わなくてもいいことになるので、それは話が逆だろうと、そういうことを言っています。

次に、ちょっと②は飛ばしまして、③。実は、「保護範囲」とこの判決の中で言われている、ここら辺だと助かるよという範囲は、いろいろな説があり、文献によって少しずつ違ったりしたのです。だから、100%安全ではないのではないか、ということを学校側は主張しました。それに対して、確かに100%安全でないのはそのとおりだけれども、そこに行けば、落雷の被害をかなりの程度防げるのだから、100%安全ではないからそこに誘導をしなくてもいいのだという理屈にはなりませんよ、やはりやるべきだったのですよ、というのが裁判所の判決の理屈です。

次の理屈が④です。これは実際上、社会的な意味でできたかという意味の反論なのですが、要するに、甲野先生にサッカーの試合を中止、中断させる権限はない。中止、中断の権限は主審の権限ですからね。独断で試合を放棄して、生徒らを引き上げさせることはルール違反であり、他チームから非常識との非難を受け、同教諭がサッカー部の監督ばかりか教諭としての職も失った可能性もあるから、保護範囲に誘導する義務を課することはできない、ということを言ったわけです。それに対して判決は、こうやって逃げる、避難するなんていう措置の目的とか内容とかを考えたら、そこまで非常識ということはないし、そんな非難を受けることもないでしょうと。また、そんな非難を受けるかもしれないからといって、事故発生の危険が迫っているのに、雷を避けるための措置を取らないで放置するのは本末転倒である、ということでかなり厳しく批判しています。

次⑤です。このように落雷事故発生の可能性がある場合に、主催者や引率者が全部活動を停止する義務を負うとなると、社会的に有用な野外活動、遠足なども含めて、そういうものは一切不可能ないし著しく困難になるのではないか、ということを学校側は主張しました。それに対して判決は、「生徒らの野外活動として社会的にも有用であるとしても、事故発生の危険性がある場合にまで活動を強行して、生徒らの生命身体を危険にさらすことが許されるというはずはない。」と言っています。またもう一つ、雷に対する注意事項やなんかは、事前に準備しておけばそれほど大変なことではなかったはずだということも言っているわけなのです。

⑥は飛ばしますが、こうやって学校側は、一生懸命という表現がいいかどうかはともか

くとして、主張を尽くしたわけです。それでもやはり、全てを裁判所が受け入れるところにはならなかった。学校にとってかなり厳しい判決という印象も少し受けます。

では、これを前提としてコメントなのですけれども、こういう判決を見てしまうと、も う覚悟を決めていただきたいと思っています。学校の皆さん、つまり生徒の安全を守る立 場の人は覚悟を決めてください。差戻前の控訴審は、「平均的スポーツ指導者として持っ ているべき落雷事故や危険性に関する一般的知見」ということで、平均的スポーツ指導者 というのは、どの辺の本を読んでいるのかなというのも基準を立てないと、本当は雷の知 識の一般的知見というのはないのですけれども、最高裁はそんなことすっ飛ばしているの です。要するに、文献がたくさんあったのだから、それぐらいでもうオーケーなのだと。 その「科学的知見」の記載された文献が、平成8年当時、野外での部活動を担当する先生 たちが読むべき文献として指定や推奨されていたということの立証はできていないので す。それでも、責任が認められるという前例なのです、この例は。こうなってしまうと、 個々の教員に委ねるのはやはり危険、まずいのです。周りでもいろいろ配慮していかなく てはいけない。学校なり、教育委員会なりで、指導、研修、注意喚起等することが必要で す。学校のクラブ活動の顧問というのは、専門家とか非常に熱心な方がやるとは限らな い。たまたま、ほかにやる人がいないからやるという場合も間々あるわけですから、もと もと知識とかあまりない方、それほど熱心ではない方もやるかもしれない。でもそういう 人が顧問になっている、現実にそこに連れていくということはあるわけですから、やはり そういう人に、雷は危ないのだ、あと地震、津波等もそうですけれども、という知識は必 要になるのでしょう。

あと、もう一つ。我々弁護士の世界では、疑わしきは罰せずというルールがあるのですけれども、同じような意味で、リスクを取るか安全の方を取るか迷ったときには、安全の方を取るのだというモットーをみんなが持つ。それは、学校も先生も、教育委員会も、また生徒や保護者に対しても、そういう理解を求めることが必要だと思っています。

私自身も、子どものときスポーツをやっていましたし、今は自分の息子の運動の応援とかに行くわけです。そうすると、このぐらいの雨ならできるよね、という気分になるときが間違いなくあります。せっかく来たのだし、とか、サッカーやラグビーなんてそもそも雨の中でやるスポーツだよね、みたいなことを思うときが正直あるのです。

あのときの「場の空気」というのが恐ろしくて、みんなが、少々の危険ぐらい冒してしまったほうが格好いいのだ、みたいな雰囲気になるときが世の中というのはあるのです。だから、そうなったときには、やはりさっきのモットーに従って、安全側の策を取るべきだと私は思っています。特にこの判例なんかを勉強するとそう思います。それがまずコメントの1、「覚悟を決める」ということです。

続いて、コメントの2なのですが、「危ない結果が予見できるけれども、回避が不可能な場合はある。そのような場合、そういうことはできなくなってしまうのか。」ということが疑問として出るかもしれません。

そこで、ここに「バスケットボールで突き指」という例を出しました。バスケットボールで突き指が起きることは、どんなに前もって指導していても、何%かの確率で起きるでしょう。そういう意味では、事故発生は予見することができたわけです。では、回避することができるかというと、少なくともあの硬いボールをやっている限りにおいては、完璧

に避けることはおそらく不可能でしょう。

では、結果回避義務違反ということによって学校は責任を問われてしまうのかとか、あるいはそれを避けるためには、そもそもバスケットボールをやめなければいけないのかというと、そう考えるわけではないのだろうと思います。

こういう議論をするときには、予見される被害がどの程度深刻、重大なものかということを何よりもまず先に考えてください。先ほどの雷の判例は、最高裁ほかの判決も、繰り返し、繰り返し書いているのですけれども、死傷事故が多い、しかもその中のかなりの割合は死んでいる、死亡事故がこれだけ起きているのだということを、非常に重く見ています。それと比べると、突き指になった人だって気の毒だと思いますが、まだ取り返しのつく事故という感じもします。そこがまず一番大事なことなのです。

では、それとの相関関係、被害がある程度小さいのだとしたら、ほかの方法とのバランスでどんな対応ができるのか。例えば、同じ方法で続けるのか、方法を変えるのか、やらないのか。バスケットボールに関して言えば、例えば、やわらかいボールを使うということもアイデアとして出たりするかもしれません。でも、やわらかいボールを使ってしまったら、そういうのはバスケットボールとは言わないのではないかという感じもしてくるわけです。そこで今度は、簡単に導入できるかとか、競技の本質が変わってしまうのかどうなのかというようなことを考えると、例えば、小学生のときはやわらかいボールでやる、ある程度学年がいったら硬いボールでやる、なんていう対応ができて、そこまでやっていたのであればということで、また予想される被害もそれほどではないからということで、多分、裁判所も回避義務違反を認めないということもあるのだろうと思っています。

一つ一つの事例ごとに考えるので、バスケットボールが全部だめとかなんとかという話ではなく、小学校のバスケットボールと中学校のバスケットボール、高校のバスケットボールでは当然違います。そういうことを考えようということも、一つ一つやらなければいけないということなのです。

あと、この秋に話題になった組体操に関して言えば、これは明らかに「段数」によって 危険の程度は変わります。高くなれば落ちたときの被害は大きくなる。低くなってもケガ するときはあるけれど、蓋然性は減ります。そういうことによって、この程度までならい いのではないかという判断を、個々の事例ごとに判断しなくてはいけないということで す。裁判所は、少なくとも個々の事例ごとに判断するので、個々の事例ごとに判断される 裁判みたいなものを意識しながら学校の現場では考えましょうという、そんな考え方にな ります。

大体、これで私の言いたいことは終わったのですけれど、一つだけ、この秋は非常に組体操の事例が話題になったので、参考までに名古屋地裁、平成21年12月25日の判決を資料に書いておいたので、後で読んでおいてください。

小学校6年生が、練習中に、4段ピラミッドの最上段から落ちて傷害を負った事件です。4段ピラミッドと言っていますけれど、大ざっぱに、下の2段がいわゆるかがんでピラミッド状態で、上の2段はタワーという、そういう感じのものになっています。

これについても、学校側は反論しています。資料の最後のページをちょっとだけ読んでおきますと、「運動会の競技は、体育的行事の一環として、児童による自主的な活動が助長されることも求められているのであるから、段階的な練習を重ねてうまくできた後は、

教員の複数の補助に頼らず、自分たちで挑戦することも大事なものである。」。要するに、補助がつけられなかったものだから、つけなくてもいい場合があるのではないかということで言っているわけなのです。それに対して裁判所は、「児童の自主性と児童の安全とは別次元の問題」なのですよ、そんなの理由になりませんよ、とあっさり蹴飛ばします。

あともう一つは、学校が人手不足の議論です。「担任を持たず、学校組織運営上の役職にもつかない教員が極めて少ない中で、1基のピラミッドに対して、複数の教員を補助につけることは、実際問題として著しい困難を伴うものである。」と言っているのですが、それに対して判決は、「児童に4段ピラミッドのような転落の危険を内在する技を行わせる場合、人員の不足のために安全の確保を図る必要がなくなるわけではない。」ということで、人員不足を理由にしてもだめだよ、と言っているのです。特にこのときは練習中でした。私は、この秋、運動会に行って幾つか組体操を見たのですけれど、本番のときには、先生が総動員かかるから、一基につき一人ずつつけられるのだろうなと想像するのですが、練習のときはひょっとしたら大変なのかなと、心配なんかしているときもあります。

ということで、学校というものの、何かある種、人の命を預かる厳しさみたいなものを 感じる裁判のお話をしましたけれども、こういうことを参考にしながら、いろいろな場面 で、慎重かつ又子どもたちが安全に成長できるような方法を考えていきましょうというこ とで、報告を終わります。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。 ただいまの報告に御意見や感想、質問等はありませんか。

○横川委員

今の高校サッカーの落雷事件の話で言うと、結局は責任ある立場である人が、いろいろな文献の本を読んで知識を得、バリバリに予想してやらなければいけないということですよね。

○芳賀委員

そういうことです。

○横川委員

ですから、確かに芳賀委員がおっしゃるように、それを個人の力に任せて、各自が本を 買って読みあさるというのはなかなか難しいので、ケース分けして、こういうときはこう いうふうにするのだということを、教育委員会で指示や指導するということが大切なのだ と感じました。

○芳賀委員

この裁判の中でも学校が言っています。雷注意報なんて8月には15日も出る、2日に1日出るのだと。そのたびに一々全部中止していたら、何もできなくなる、とまでは言っていませんけれど、それに近いようなニュアンスのことも主張しているのです。

確かにそうなのかもしれないのですが、被害がやはり大きい。例えば、最高裁のこの判決が出た後、夏の甲子園は、雷が20キロ以内に近づいたら試合は中止で、即避難するという方向に、はっきり準備するようになっているのです。

さっきも言ったように、そのときのスポーツ指導者がみんなこの雷の危険性を知っていたのかということを立証はできていないのだけれども、やはりそこを基準にしないと、では怠け者は得をするのかという話になってしまって、それはおかしいでしょう。これは、基準を上げるためにという意識が働いた判決だろうと思います。

ちなみに、この事件は控訴審で一度負けたわけですね。こんなの平均的なスポーツ指導者は知らないのだから、予想できなくても仕方ないのだということを高松高裁の判決が言ったものですから、生徒側の弁護士さんたちは、片っ端から雷についての本、しかも漢字に全部ルビが振ってあるような子供向けの本をいっぱい探したのです。そして、こんな子供向けの本に、これにも、これにも書いてあるではないか、そんなレベルのことすら教員は知らなくていいのか、というようなことを言って、多分そういうところも最高裁の裁判官に訴えるものがあったのではないのかなと思っています。

ですから、大変なのですけれども、やはり、子どもたち何十人かの命を預かって、その場を引率するというのは、それぐらい重い話なのだと思わないといけないという、そういう事件です、この事件は。

○委員長

ありがとうございました。 ほかに御意見、御質問はありませんか。

○藤﨑委員

おっしゃるとおり、先生方だけでカバーするのは無理と考えたときに、もちろん教育委員会として、というのはあるのですが、これは個人的な意見なのですけれど、学校は学校側で早く万歳して、保護者に助けを求めればいいと思っているのですよ。

例えば、組体操の補助にしても、もちろんできないのはしようがないですけれど、やらせたいと思ったら、ついてはこれぐらいのリスクがあるので、これぐらい大人が集まってくれたら、安全性が少しは保てるというようなことで、「学校でやりますから」というふうに、かたくなに先生たちが頑張り過ぎるのではなくて、場合によっては保護者や地域の人に早く助けを求めて、子どもたちの機会を奪い取るのではなく、リスクを少し軽減させる状態というのを考えたほうがいいのだろうなというのは感じています。

どうしても、学校の校門の中は先生たちで守るのだ、みたいな雰囲気が見られるのは事実なので、情報を提供して教育委員会のほうで守ってあげるというのも一つ。あと学校側も、場合によっては、子どもたちの成長のためにつながるという前提を持ってちょっと門戸を広げつつ、子どもたちの教育に資するようなことを求めていけばいいのだろうなとい

う気はしています。

あと、雷なのですけれど、厚生労働省はガイドラインを出しているではないですか。わかりやすいのはゴルフですよね。ゴルフ場で雷が鳴ったらすぐにブザーが鳴るのですよ。ホーンが鳴ってプレーは中止となる。これはプレイヤーを守るためではなくて、キャディーさんを仕事上守るということで、ルールが決まっているのですが、場合によっては学校もそこら辺を参考にしながら、何か手を打っていくということを、学校側に考えさせるのではなくて、情報を意識的に調べて提示してあげるというのも手なのかなと思います。以上、感想です。

○横川委員

質問ですが、もしこれ、学校ではなく普通の広場でやっていた場合、そういうときは誰かそこにいた大人が、やはり同じように責任を追及されるのでしょうか。

○芳賀委員

はい。例えば、少年野球のチームが野球をしていた場合は、同じような事件は、その監督さんということになりますよね。

○藤﨑委員

今の話で思うのですが、教育委員会が実施している校庭開放や行事開放という学校をベースとしてやっている事業。そこのコーチ・監督は基本、お父さんだったりお母さんだったりするわけです。ただ学校校庭内で、そこに通う子どもたちに開放しているということなのですが、ここにも当然責任が求められてくるということであれば、区の教育委員会からの情報提供はそこにも及ばないといけないなと思いました。

○芳賀委員

こんなこと言うと、みんな委縮してしまって、何もできなくなって困るのですが、大田区には多摩川の河川敷という、非常に似た状況のところがありまして、あそこで野球とかやったりするケースもあるでしょう。甲子園での基準20キロというと、雷は3秒で1キロ、つまり稲光がして雷が届くまで1分かかるように、本当にものすごく遠いのです。それでも危ないと言われているということの意識でいてください。特に、最近ゲリラ豪雨で、これは気象庁も認めているのですけれど、雷の回数が明らかに増えているのです。ですから、気を付けましょう。

○鈴木委員

先ほども藤崎委員がおっしゃったように、学校のみならず、社会的に、ボランティア委員ですとか、たくさんいろいろな方がいらっしゃいますね。知識ですとか情報の伝達をしっかりして、浅い知識でもいいのですね、そこから広げていけばいいから、たくさんのそういう知識を得るようなこと、情報を得るような場所があるといいなと感じておりました。

私は、地域の子どもたちをよくボランティア委員で、多摩川に連れて行ったりしたので

すが、そういった中で、随分リスクの大きいことをしているよな、というようなセリフを 家族に言われたことがあるのですね。というのは、やはり今のような事故があった場合の ことを想定して言われたのだろうと思いますけれども、いずれにせよ、自分も含めて、 個々にその知識・情報をしっかり身に付けるということが大事。それには、学校だけでは なくて、地域だとか様々なところで、私たち個人、個人が伝えていく必要があるのかなと の感想を持ちました。

○教育長

私のリスク管理の基本的な考え方は、可能性において対処するということです。我々の世界というのは往々にして、何かが起こったことによって、それを教訓にして、では、次、再発させないためにどうしようかという考えに立つわけですけれども、私自身のモットーは、やはり、予測できるものはとにかく予測して、可能性において対処する、ということが基本だろうと思っています。

ただ、そういう認識があるのは大切なことだと思っていますけれども、そうは言いながらも、現実問題として、例えば、雷事故の場合はこういう形で判例の蓄積がなされ、それが各現場に周知徹底されることによって、一つの行動パターンというのが確立されると思うのです。

でも、それ以外にもいろいろなリスクがあって、この裁判で学校側が主張しているように、それを言いだしてしまうと何もできなくなってしまうというようなこと、現実問題としてはみんな本当に委縮する部分はあると思うのです。逆に言うと、確かに個別の事例ごとに判断をしなければいけないのだけれども、そうは言いながらも、雷の場合はこうだよ、この場合はこうだよというふうな、ある程度類型化したもの、その場合の行動準則みたいなものが示されるべきなのだろうと思います。

そういったものについて、例えば、学校体育でも、それ以外の一般のスポーツでもいいのですけれども、そういうものを専門に研究して、論文なりにまとめていらっしゃるような方っていらっしゃるのですか。

○芳賀委員

これは、このサッカーの事件で生徒側の上告審の代理人もやられた望月浩一郎弁護士が書かれている文章からの紹介なのですが、日本体育・学校健康センター(現:独立行政法人日本スポーツ振興センター)というところが発行している『学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点』(現:『学校の管理下の災害』)という書籍があるのです。こういう事例のときに、こういう事件が起きて、こういう障害が起きて、センターから幾らお支払いしました、というふうに学校管理下における前年度の事故事例を整理、分類した本が毎年出版さています。それにいろいろな事故の95%以上は載っているのだと。それを見てくれと。それを繰り返し見ていれば、おのずからやることはわかってくるし、現にこの本にも、ここと、ここと、ここを注意してくれたら防げたのにね、ということが書いてある。まずそれをやってくれということをおっしゃっているし、私もそれは同感です。前例は確かにかなり溜まっています。しかし、残念ながらこの本は余り読まれていないらしいというのを、また望月先生は嘆いていらっしゃいましたけれども。

ということで、やはりその前例のところが一番いいのではないのかなと思います。基本的に、教育現場では同じような事故が繰り返し起きているのは間違いありませんので、そういうところが大事だと思います。

○藤﨑委員

運動会中に突風でテントが飛ばされたりとか、強風でゴールが倒れたりとかいう情報も、彼が先行になっていますし、私が以前、定例会で報告させていただいた「スポーツセーフティーシンポジウム」の講師も、この望月先生と、それから今(組体操で)話題になっている名古屋大学准教授の内田良先生でした。このお二人は、大田区の要請に応じて、いつでも講演とか説明をしますということを言われていますので、こちらから求めがあるのであれば、アプローチをしてもいいのかなと思っています。

○委員長

そのほか、大田区では、校長会で、社会科見学、遠足、移動教室などの校外学習の際の 具体的な場面で予想される事故例と防止対策をまとめた冊子を作成しております。それを 基本に子どもたちに指導することが大切です。

ほかに御意見、御質問はありますか。

それでは、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認いたします。

続いて、日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第2は、「部課長の報告事項」でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、部課長の報告をお願いします。

○学務課長

資料) 平成28年度新入学にかかわる指定校変更及び区域外就学について 私からは、平成28年度新入学にかかわる指定校変更及び区域外就学について御説明をい たします。

「1 基本的な考え方」でございますが、こちらにつきましては昨年度と同様でございます。内容でございますが、(2)にありますように、指定校変更につきましては、受入れ可能人数から通学区域内の入学予定者数を除いた人数を許可可能人数としまして、指定校変更を希望する児童又は生徒の数が許可可能人数を超えたときは、指定校変更を希望する児童又は生徒について抽選を行い、入学許可者を決定するというものでございます。また、(5)を御覧いただきたいのですが、大田区内に居住していない児童又は生徒の就学

については、原則として許可をしないという方針でございます。

「2 小学校の学校別取扱い」でございます。28年度につきましては、下の表に記載のとおりとさせていただきます。内容については、大きく分けて三つございます。一番上が、「受入れ停止」でございまして、こちらにつきましては通学区域内の児童しか受け入れられないといった状況の学校になります。28年度は4校指定いたします。それから、下の5行になりますが、こちらにつきましては通学区域の児童をまずは受け入れまして、教室に余裕があれば、残りを指定校変更で受け入れるというものでございます。こちらにつきましては19校指定してございます。それから、三つ目が、一番下の「なし」というものでございます。こちらにつきましては、事前に制限は行いませんが、想定を超える申請があった場合には、上記の制限校と同様の取り扱いをする予定でございます。

また、表の欄外に記載しております清水窪小学校の受入れ人数でございますが、清水窪小学校はおおたサイエンススクールを実施してございます。このおおたサイエンススクールを希望の理由として指定校変更を希望する児童も含めまして65人、2学級の範囲内での受入れといたします。なお、優先順位といたしましては、通学区域内の児童が最優先。次に、指定校変更の申請事由、例えば兄弟がいるとか、友人がいるといった理由が次に優先されまして、最後にサイエンススクールの順とさせていただく予定でございます。

裏面につきましては、今申し上げた内容の詳細、あるいは特例について記載したもので ございますので、のちほど御覧いただければと思います。

2枚目が、「3 中学校の学校別取扱い」でございます。こちらも下の表のとおりでございまして、指定校変更の受入れ制限を行う学校は、28年度は9校予定してございます。

さらにその裏面には、「平成28年度新入学にかかわる指定校変更制限校の受入れ見込み」ということで、1にありますように通学区域の児童で受入れ可能人数に達し、受入れができない可能性が高いという小学校を9校記載してございます。こちらにつきましては、事前に保護者にお知らせすることで、申込の際の参考にしていただきたいということで公表する予定でございます。2につきましては、これまでの申請状況から、抽選になる可能性が非常に高い学校を2校挙げさせていただいております。

また、今後のスケジュールでございますが、平成27年12月11日に、新入学の児童につきまして就学通知書を発送いたします。12月16日から指定校変更の申請受付を行います。そして1月15日までの申請者数に基づきまして、抽選を実施するかどうか、学校ごとに判断をしていく予定でございます。

なお、区民への周知につきましては、大田区報の12月11日号で行うとともに、ホームページにも併せて掲載をする予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長

ただいまの報告に御意見、御質問はありませんか。

一つ質問させてください。来年度の小学校入学予定者数は何人ぐらいなのですか。

○学務課長

来年度の入学予定者数は、現在のところ4,900人ほどを見込んでおりまして、今年度に

比べて4~50人ほど増えるとみております。

○委員長

ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はありませんか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認いたします。

続いて、日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第3は「議案審議」でございます。議案を読み上げます。

「第68号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」

「第69号議案 平成26年度おおた教育振興プラン2014の事業実績と評価について」 以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長

まず、第68号議案について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

第68号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。

これは、野辺山学園に配置している非常勤職員の報酬の額を改定するものでございます。今年度より大田区立野辺山学園は、区の非常勤職員を1名配置し、業務委託により運営しております。当初の予定では、移動教室として使用しない12月から翌年3月までの期間については、非常勤職員の勤務日数を週2日として対応する予定でしたが、期間中の業務量が多く、勤務日数を週3日に増やすこととしたことから、これに伴い報酬を増額する必要が生じました。金額といたしましては、現在月額9万円でございますのを、月額13万5,000円に増額するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に対して御意見、御質問はありませんか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第68号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」との声あり)

○委員長

第68号議案について、原案どおり決定いたします。 次に、第69号議案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

第69号議案 平成26年度おおた教育振興プラン2014の事業実績と評価について御説明いたします。

大田区の教育の5か年計画として重要施策を取りまとめた「おおた教育振興プラン2014」では、よりプランの実効性を高めるために、計画に位置付けた成果指標及び計画事業について、点検・評価を実施することとしております。

本案は「おおた教育振興プラン2014」の成果指標及び各事業の平成26年度の取組状況について、点検及び評価を実施し、その結果を報告書として取りまとめたものでございます。

また、本案を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定された、教育に属する事務に関する点検及び評価として位置付け、その旨取扱うものでございます。

平成26年度の点検・評価では、82事業について評価を実施しております。評価については、報告書1ページにお示ししてございます判定基準により評価をしております。

82事業のうち、評価が「4」となったものが1件ございます。

報告書の29ページをお開きください。教育環境向上のアクションプランにおける「ICT活用の検討」でございますが、昨年度、中学校のパソコン教室のリース機器の入れ替えの際に、今後のICT教育に即した仕様とさせていただきました。具体的には、タブレット等を先行して購入したものでございます。本事業は、「ICT活用の検討」でございますけれども、一部、ICTの整備が進んだことで、本事業については計画以上の成果があったとし、評価をこのようにさせていただいたものでございます。

次に、評価が「2②」となったものが1件ございます。

報告書の40ページを御覧ください。家庭・地域の教育力向上アクションプランにおける「家庭・地域教育力向上支援事業」でございます。本事業は、家庭や地域における子どもの教育に関わる講演会や学習会を、PTAや自主団体等に委託し実施するものです。年間50団体で講演会や学習会を開催していただくことを目標としているところですが、近年、実施団体の減少・固定化が見られ、27団体が実施している現状でございます。この事業は毎年実施しているもので、平成26年度としては、目標に対して実績が下回ってしまいましたが、次年度以降の計画には影響が生じないため、評価を「2②」としております。

そのほかの80事業は、計画通りの進捗がございましたので、評価を「3」とさせていただいております。

また、このたびの点検・評価に対しましては、今後の教育施策の参考とするため、学識者からの視点として、玉川大学客員教授の宮島雄一氏、保護者からの視点として、小・中学校でPTA会長を経験された浅見悦弘氏、生涯学習・スポーツの視点からとして、総合型スポーツクラブの理事長をされている桑田健秀氏の3名の方より御意見をいただいており、62ページから72ページに掲載させていただいております。

3名の方からは、概ね計画通りに進捗したことに対し評価をいただいているところですが、主だった意見を御紹介させていただきます。

宮島氏からは、「外国語活動の授業で、より体験的に英語を身につける場となる英語カフェが設定されたことは、今後大きな効果が期待できる。アクティブ・ラーニングが言われる中、英語カフェは児童・生徒のニーズに合った事業と考える。」「児童・生徒の自己肯定感の低さは大変気になるところであり、これらの改善は既成の事業だけでは達成し得ない。豊かな心を育むアクションプランには、新規と既成の事業がバランスよく整備されている。今後の適切な進行管理と改善こそ重要と考える。」などの御意見をいただいております。

浅見氏からは、「体力向上の取組では、身体の運動能力の向上を狙うと同時に、精神力や病気への免疫力向上により、物事をやり遂げる力の育成や未然に各種病気を防げる未病の役割も大変大きい。その意味で、食事や睡眠といった生活習慣も大変重要と考える。」「国際化は、避けて通れない時代であり、日本の将来を担う子供たちが、各種事業を通じ、あらゆる分野に興味を持ち取り組んでいくことを切に希望する。」などの御意見をいただいております。

桑田氏からは、「2020年オリンピック・パラリンピックの開催に向け、国際大会の誘致や国際交流が頻繁になされると思う。イベント開催後、地域に財産として残るシステムを検討頂きたい。」「おおた教育振興プラン2014の考え方と方針に基づき、実績を少しずつ積み上げてきている。是非自信をもって進めて頂きたい。今後、社会環境が大きく変化するであろう中、世界や国の動きを先取りし対応していける教育制度が望まれる。人材の育成と地域コミュニティの再生が大きな社会的テーマと感じている。」という御意見をいただいております。

以上、第68号議案 平成26年度おおた教育振興プラン2014の事業実績と評価についての 説明でございます。

なお、本報告につきましては、定例会で御決定いただければ、11月30日及び12月1日に 開催されるこども文教委員会にて報告し、議会報告とさせていただきます。

また、議会報告後にはホームページに掲載し、公表してまいります。

あわせて、明日の教育政策協議会にて報告したのち、1月開催の校長会でも本報告書を 配付し、このたびの点検・評価を教育委員会全体で共有してまいりたいと考えておりま す。

よろしく御審議、御決定をお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

第69号議案に対して御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第69号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」との声あり)

○委員長

第69号議案について、原案どおり決定いたします。 これをもちまして、平成27年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後4時25分閉会)